

# ～ 陳情者の皆さまへ ～

## (陳情書提出後の流れ)



©和光市



陳情書の提出

議会運営委員会

本会議で審議する陳情書を決定します。

本会議で審議する陳情書

本会議

委員会付託を報告

常任委員会

付託された陳情を審査

※委員会の審査に参考人として呼ばれる  
場合があります。(裏面へ)

本会議

委員会における審査結果の  
報告

討論・採決

本会議で審議しない陳情書

- 個人や団体を誹謗中傷し、又は名誉毀損するなど基本的人権を否定するもの
- プライバシーを侵害するなど、個人の秘密を暴露するもの
- 係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するもの
- 法令違反や違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの
- その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの

全議員に写しを配付

陳情書の代表者様に陳情書の取り扱い又は  
本会議の採決結果を通知します。

## 本会議の流れ

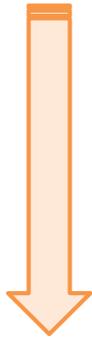
開会日



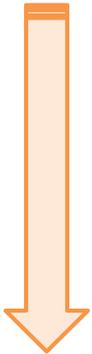
総括質疑



常任委員会



一般質問



閉会日

## 本会議で審議する陳情書

- ・ 陳情書は、公文書として公開します。  
住所、氏名をホームページ、会議録に掲載しますのでご了承ください。
- ・ 委員会の審査日は開会日の後に決まります。決まり次第ご連絡します。

### 委員会の審査（参考人として出席する場合）

- ・ 委員会で参考人をお呼びする場合は委員会の日時、場所を文書で通知します。（連絡先をお知らせください。）
- ・ 参考人意見では、10分を目安に陳情についてご意見をお述べください。
- ・ 委員による参考人への質疑では、答える際は手を挙げて委員長から指名された後、着座にてお答えください。
- ・ 委員会条例の規定により、委員に対して質疑はできないこととなっていますのでご了承ください。ただし、質問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、遠慮なく確認してからお答えください。
- ・ 参考人への質疑終了後も、引き続き傍聴していただけます。

#### 審査の流れ

参考人と委員  
参考人紹介 ⇒ 参考人意見 ⇒ 委員による参考人への質疑  
(10分)

委員のみ  
⇒ 討議 ⇒ 討論・採決

委員会での採決は  
採択 ・ 不採択 ・ 継続審査 ・ 趣旨採択  
とすべき とすべき とすべき とすべき  
ものとして取扱いの決定がされ、委員長が本会議に報告します。

【持ち物】 印鑑 参考人の費用の弁償をします。

参考人とは…委員会で意見を述べ、委員の質疑に答える方のことをいいます。委員会が審査のため必要があると認めるときに、陳情の代表者1名を参考人として出席を求めます。

参考人以外の方も  
会議は傍聴できますので  
ぜひお越しください！

そのほか、ご不明な点がございましたら議会事務局、議事調査担当までご連絡ください。

【議会事務局 直通 048-424-9108】

